

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	定期事業者検査のうち「燃料取扱装置検査」の検査要領書（極限停止用リミットスイッチの目標値）に誤記が認められたため、検査中断、当該要領書を訂正及び対応検討	D	
2	3号機	廃棄物処理建屋1階南西壁面（計装用空気配管貫通部）に化粧モルタルの一部剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	廃棄物地下貯蔵設備地階階段踊り場壁面（補給水系配管貫通部）に化粧モルタルの一部剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	換気空調系廃棄物処理建屋制御室空調機排気ダクトの保温材カバーに外れが認められたため、当該カバーを取付	D	
5	3号機	廃棄物地下貯蔵設備地階階段踊り場付近の暖房用蒸気凝縮水戻り配管の保温材カバーに外れが認められたため、当該カバーを取付	D	
6	3号機	廃棄物処理系廃液ろ過器ろ材ブリコートポンプ循環弁の制御用端子箱の上蓋ビスの外れ（4箇所中2箇所）が認められたため、当該ビスを取付	D	
7	3号機	廃棄物処理系廃スラッジ移送用エゼクタ駆動復水流量発信器のドレン弁のハンドルに外れが認められたため、当該ハンドルを取付	D	
8	3号機	換気空調系廃棄物処理建屋制御室空調機排気ダクト採取用取出し部のカバーの一部外れが認められたため、当該カバーを取付	D	
9	3号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器給液流量調整弁制御変換器用空気元弁グランド部にエアリーク（微少）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器給液流量調整弁制御変換器用フレキシブル電線管の外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	原子炉格納容器内温度指示計の打点13（原子炉上蓋戻りダクト温度）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計及び回路を点検・校正	D	
12	3号機	定期事業者検査のうち「給復水系設備検査」において、検査要領書（原子炉給水ポンプ駆動用タービン軸受給油圧力の判定基準値）に誤記が認められたため、当該要領書を訂正及び対応検討	C	
13	3号機	3・4号機送電線超高压開閉所遮断器等操作用空気貯槽（No. 3）ドレン弁に動作不良（開閉が困難）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	ほう酸水注入系ほう酸水貯蔵タンクの水位検出器の動作不良（ドリフト）と思われる警報「ほう酸水タンク水位高／低」の発生が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
15	6号機	所内ボイラ（B）押込通風機点検において、羽根車止めナット不良（取り外し不可）が認められたため、当該部を修理	D	
16	6号機	所内ボイラ（B）主バーナ重油噴霧蒸気差圧調整弁点検において、当該弁体内部に蒸気による浸食が認められたため、当該部を修理	D	
17	6号機	廃棄物処理系蒸発濃縮器復水器廻り配管取替作業において、同復水器（B）出口温度計を損傷させたため、当該温度計を交換	D	
18	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液濃縮器再循環ポンプ（B）電動機に異音及び振動許容値外れが認められたため、当該電動機を点検・修理	C	
19	集中環境施設	雑固体焼却炉軽油供給ポンプ（A）出口圧力計配管接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	その他	共用サプレッション水サージタンク設備廃液サンプポンプ（B）インペラ浸透探傷検査において、インペラ（3, 4段目）キー溝部に指示模様が認められたため、当該インペラを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで